

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（菊池 孝君） ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（菊池 孝君） これから諸般の報告をします。

職員に朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（菊池 孝君） これで諸般の報告を終わります。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（菊池 孝君） 日程第1、報告第1号 平成29年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告の朗読を省略して、報告の内容について説明を求めます。

企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 報告第1号 平成29年度繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製いたしましたので、ご報告いたします。

一般会計、2款総務費、1項総務管理費は、世小の森公園工作物撤去新設事業にかかわるものであり、平成30年度への繰越額は621万円で、その財源内訳は、未収入特定財源として物件移転補償費が508万3,000円、一般財源が112万7,000円です。

6款農林業費、2項林業費は、林業振興対策事業にかかわるものであり、平成30年度への繰越額は200万円で、その財源内訳は、未収入特定財源として国県支出金が100万円、一般財源が100万円です。

10款教育費、2項小学校費は、有住小学校プール改修事業にかかわるものであり、平成30年度への繰越額は1,844万7,000円で、その財源内訳は全て一般財源です。

11款災害復旧費、1項公共土木災害復旧費は、普通河川中沢川改修事業にかかわるものであり、平成30年度への繰越額は2,784万4,000円で、その財源内訳は全て一般財源です。

以上で、報告を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

1番、荻原勝君。

○1番（荻原 勝君） 2款総務費、1項総務管理費、世小の森公園工作物撤去新設事業621万円について伺います。

この下水道工事をしていた場所ですけれども、これは世小の森公園に隣接するゲートボール場のところでした。使えなくなったゲートボール場の代替施設について、どうお考えでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） ゲートボール場の部分につきましては、使えなくなるというところでありまして、要望等来ております。代替施設ということですが、世小の森公園、道路が開通したあとの様子を見ながら継続して検討していくというところで考えております。

以上であります。

○議長（菊池 孝君） 荻原勝君。

○1番（荻原 勝君） 2回目の質問をいたします。

この国道340号ルート工事に伴う上下水道工事ですけれども、その水回りのことということで、この公園には以前から流水の池というか、滝のようなものと池が設置されていたと思うんですけれども、それはどうなったんでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） その池の部分につきましては、ちょっといつの時点からかは承知していませんので、水が来ていないということと、あとは使う計画がないというところで、池については埋め戻しているというところであります。

以上であります。

○議長（菊池 孝君） 荻原勝君。

○1番（荻原 勝君） この世小の森公園には、東京電力の鉄塔、送電線の鉄塔が建ちます。

それで景観面でも大きく影響を受けると思います。そういう面も含め、世小の森公園の将来についてどうお考えでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 国道340号線工事の部分での利便性の向上というところでこの世小の森公園のルートが選ばれたということでありまして。世小の森公園については姿が変わることになりますので、工事後の状況を見ながら、世小の森公園の今後については検討していきたいというふうには考えております。

以上であります。

○議長（菊池 孝君） ほか、ございますか。

7番、村上薫君。

○7番（村上 薫君） 私のほうからは、11款の災害復旧費、普通河川の中沢川改修事業につきまして質問いたします。

台風の被害で大きな被害がこの中沢川であったわけですが、下流のほうは非常に立派に整備をされました。これから上流部があるということですが、それで、立派に整備されたことで今までの高さより護岸が大体2、3メートルぐらいとかというふうな高さになっております。それで、護岸の手摺りとかフェンスなんかの設置基準というものがあるのかどうかもお尋ねいたしますし、転落事故等の危険性もありますので、手摺りを設置するとか、そういうふうなことの検討はされているのでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 普通河川というところでお答えをいたします。

河川の部分については設置基準というのはないんだそうでございます。道路の部分につきましては、通路の高さが2メートル以上であれば、防護柵については必要というところでありまして、今回のケースについては対策を講じなかったところでもあります。議員おっしゃるとおり、結構な高さであるというふうには認識しておりますので、その部分については検討してまいりたいというふうには考えております。

以上であります。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○7番（村上 薫君） それでは、前向きに設置を検討していただきたいんですが、ただ、人によりましては植栽を自分でやるというふうな方もいらっしゃるのではないかなというふう聞いておりますので、その辺は丁寧に周辺の方々の意見を聞いて進めていただきたいと。

これから上流部も始まりますので、その辺も含めて進めていただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（菊池 孝君） ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これで報告第1号 平成29年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第2、承認第1号 平成29年度住田町一般会計補正予算（第9号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 承認第1号 平成29年度住田町一般会計補正予算（第9号）の専決処分に関し承認を求めることについて、ご説明いたします。

今回、専決処分した補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,323万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億2,581万8,000円としたものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第1表によりご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は9ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入をご覧ください。

2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金、7款自動車取得税交付金、8款地方特例交付金、9款地方交付税、10款交通安全対策特別交付金の増額、または減額については、それぞれ額の確定によるものです。

16款寄附金1,599万円の増は、一般寄附金500万円、指定寄附金1,099万円の増によるものです。

17款繰入金9,200万円の減は、財政調整基金繰入金の減によるものです。

19款諸収入614万円の増は、東日本大震災災害支援金の計上によるものです。

20款町債220万円の減は、橋りょう補修290万円の減、消防屯所整備70万円の増によるものです。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

4ページをお開き願います。

なお、詳細は12ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出をご覧ください。

2款総務費4,831万7,000円の増は、地域情報通信基盤施設整備基金積立金の増によるものです。

8款土木費、9款消防費は、財源の組み替えによるものです。

13款諸支出金1,773万1,000円の増は、まちづくり応援基金積立金1,159万1,000円の増、東日本大震災復興基金積立金614万円の計上によるものです。

14款予備費281万4,000円の減は、予算調製によるものです。

次に、繰越明許費の補正を第2表により説明いたします。

5ページをお開き願います。

今回の補正は、追加及び変更であります。

追加は11款災害復旧費2,784万4,000円で、普通河川中沢川改修事業によるものです。また、変更は10款教育費、有住小学校プール改修事業について194万7,000円を増額し、1,844万7,000円としたものです。

次に、地方債の補正を第3表によりご説明いたします。

6ページをお開き願います。

今回の補正は、変更であります。

橋りょう補修事業は290万円を減額し970万円に、消防屯所整備事業は70万円を増額し2,860万円としたもので、起債の方法、利率の方法については補正前と同じです。

以上、平成29年度住田町一般会計補正予算（第9号）は、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったことから、平成30年3月30日に、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号 平成29年度住田町一般会計補正予算（第9号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 平成29年度住田町一般会計補正予算（第9号）の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第3、承認第2号 住田町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

税務課長、中里学君。

○税務課長（中里 学君） 承認第2号 住田町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、ご説明します。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ公布され、原則として平成30年4月1日に施行されることとなるため改正するものであります。

それでは改正条文に沿ってご説明いたします。

改正条例第1条、1ページから9ページの部分でございます。

改正条例第1条の中の第20条から第54条の部分は、法律改正にあわせて改正するものであります。

次に、改正条例第1条の9ページから12ページの部分をご覧ください。

改正条例第1条の中の第92条から第98条の部分は、たばこ税に関する部分で、法律改正にあわせて改正するもので、第92条は製造たばこの区分を新たに創設したもの、第93条の2は、製造たばこと見なす場合について、法規定の新設にあわせて新設したものであります。第94条は、たばこ税の課税標準を規定している部分で、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について規定したもの、第95条は、たばこ税の税率について、1,000本につき5,262円を1,000本につき5,692円と改正したものであります。

次に、13ページから17ページの部分をご覧ください。

13ページ、附則第3条の2、第4条は、規定の整備をしたものであります。

14ページ、附則第5条から17ページ、第10条の3は、法律の改正等にあわせて改正したものであります。

17ページ、附則第11条は、規定の整備をしたものであります。

18ページから20ページ、第11条の2から第17条の2は、法律改正にあわせて改正したものであります。

改正条例第2条、21ページの部分でございます。

改正条例第2条は、たばこ税の課税標準を改正するもので、附則は規定の整備をするものであります。

改正条例第3条、21ページから22ページの部分でございます。

改正条例第3条は、たばこ税の課税標準及びたばこ税の税率を改正するもので、法律改正にあわせて改正するものであります。

改正条例第4条、22ページから23ページの部分でございます。

改正条例第4条は、たばこ税の課税標準及びたばこ税の税率を改正するもので、法律改正にあわせて改正するものであります。

次に、改正条例第5条、23ページから24ページの部分です。

改正条例第5条は、たばこ税の課税標準を改正するもので、法律改正にあわせて改正するものであります。

次に、改正条例第6条、25ページの部分です。

改正条例第6条は、住田町税条例の一部を改正する条例の一部を改正しようとするもので、町たばこ税に関する経過措置について法附則の改正にあわせて改正するものであります。

附則として、第1条で施行期日を定め、この条例は平成30年4月1日から施行することとしています。ただし、第1条第1号からの各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとしています。

また、第2条で町民税に関する経過措置、第3条で固定資産税に関する経過措置、第4条から第10条で町たばこ税に関する経過措置等を定めております。

施行までに時間的な余裕がなかったことから、平成30年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 1ページの個人の町民税の非課税の範囲についてお伺いします。これまでの非課税の範囲のところ、125万円から135万円に合計所得金額が上がったわけですが、これによりますと、町民税の非課税の関係でいくと、あとの生活保護基準とか、あるいは国保税とかその他の課税の対象の算出にもかかわってくると思うんですが、その辺をどのように捉えているかお伺いします。

○議長（菊池 孝君） 税務課長、中里学君。

○税務課長（中里 学君） これによってどの程度変わるかというのは、ちょっと試算してみたいものですが、これからの動向ですね、個別に国保税なんかを計算したのがこれから出てまいりますので、それなどを見ながら対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） いずれ、今、社会的に貧困にかかわることと格差の問題で困窮している部分が見られますので、わずか10万と言いながら、所得の部分での10万というのは大きいと思いますので、個々のケースをよく見ながら、さまざまなケースに対応できるように

ろしくお願いいたします。

○議長（菊池 孝君） ほか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号 住田町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 住田町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第4、承認第3号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

税務課長、中里学君。

○税務課長（中里 学君） 承認第3号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、ご説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び減額対象範囲の拡大をする

ものであります。

新旧対照表の1ページをご覧ください。第2条の部分をご覧ください。

第2条は課税額を規定している条項で、基礎課税額の課税限度額を54万円から58万円としております。

次に、第23条をご覧ください。

第23条は国民健康保険税の減額について規定されている条項で、基礎課税額から減額して得た額の限度額を54万円から58万円にしております。また、第2号において、5割軽減世帯の世帯員1人当たり控除額について27万円を27万5,000円に、第3号において、2割軽減世帯の世帯員1人当たり控除額について49万円を50万円としております。

次に、第24条の2をご覧ください。

第24条の2は、特例対象被保険者等に係る申告について規定している条項で、マイナンバーによる情報連携により把握できるのであれば、雇用保険受給資格証明書の提示が不要になることによる改正であります。

附則では、施行日を平成30年4月1日とし、平成30年度以後の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については従前の例によることとしております。

施行までに時間的な余裕がなかったことから、平成30年3月31日付けで地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 課税額の第1点は第2条の部分で、基礎課税額が58万円と4万円引き上げられる件、それから23条の国民健康保険税の減額が54万円から同じく58万円になるということで、合わせて減額の所得に応じたところの（2）が27万円から27万5,000円、それから（3）が49万円から50万円になるということで、いずれ、基礎課税額の部分で国保税の算出の4方式は町民の負担軽減も配慮しながら見直したところですが、こういうように基礎課税額の限度額が増額になるということになると、総体的に増税の方向に進むのではないかと懸念されますが、その辺の捉え方、あわせて減税の7割、5割、2割軽減の金額が引き上げられるということで、先ほどの住民税の関係とかかわってくるわけです。

けれども、今、それぞれ負担が大変で、低所得者の方々がこの基準で減額されても苦しいという状況が続いているわけですが、その辺の取り扱いをどのように考えているか、2点について伺います。

○議長（菊池 孝君） 税務課長、中里学君。

○税務課長（中里 学君） まず、第1点目の課税限度額が54万円から58万円、増になるということですが、この部分につきまして、2月の時点、この平成30年の2月の時点と、それと今回、新しく平成30年度で税制改正してからの分と、その分を比較してみました。比較したところ、制限超過額、増えた分ですね、増えた分は700万円ほど逆に減りました。減ったということは、所得の大きな人たちがなくなったという、所得額のほうの変化のほうが大きいのではないかなと思っております。実際に人数がどのくらい変わったかと言いますと、改正前に、医療費分のところだけで見ますけれども、世帯数で16だったのが、制限超過額を超えている部分ですね、これが改正後が4に減っています。なものですから、これは多分所得の関係のほうが大きいかと思います。昨年度の所得よりも今年の所得のほうが減ったのではないかなというふうに、限度額当たり的人ですね、そういうふうに分析しておりますので、そこも細かいところ、一つ一つ見ていかないとわからないと思っておりますけれども、そのあたり、注視してまいりたいと思っております。

それから、軽減の拡大、均等割の部分、これ拡大したんですが、これは先ほどの答弁と同じように、お答えしましたように、2月とこの5月でまた比較したんですが、これですと改正後のほうが全部合わせて9万4,500円上がったということになります。軽減拡大がこれだけ増えたということで、9万4,000円ですので、ほとんど変わっていないのではないかなと全体では思っております。全体ではそういう変化ですが、個々に変わった部分が、人によって大きく変わっている部分もあるかと思っておりますので、そのあたりは一つ一つ見ながら、注視しながらやってみようと思っております。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 国民健康保険税の被保険者というのは、今語ったとおり、所得の低い人たちに自営業者がどんどん減っているということで、所得が下がっているという部分は今、課長が説明されたとおりだと思います。ですから、年金者とか被用者とか、そういう方々が中心の国保ということでありますので、その辺の実態をよく把握しながら、いずれ、この保険税の関係についても、総体的に住民負担の状況を見ながら対応していただきたいと

思います。

○議長（菊池 孝君） ほか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第5、議案第1号 住田町畜産振興基金条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 議案第1号 住田町畜産振興基金条例についてご説明いたします。

本町の平成28年度の農業産出額は51億円となっております。そのうち、畜産が占める割合は94%を超えており、住田町の農業における畜産は非常に大きな位置を占めており、その振興を図ることは町の経済の活性化につながっていくものと考えられます。このことから、本町における畜産振興のため、新たに住田町畜産振興基金条例を制定しようとするものであり

ます。

まず、第1条は基金の設置について、第2条は基金の積立てについて、第3条は基金の管理について、第4条は運用益金の整理について、第5条は基金の処分について、第6条は委任について、それぞれ定めようとするものであります。

附則につきましては、施行期日は公布の日からとするものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

7番、村上薫君。

○7番（村上 薫君） 先ほど説明の中にありましたように、畜産というのは町内の農業産出額の、48億ですから94%ということで、かなり大きな割合を占めているということで、畜産振興基金が設置されるということは非常にいいことだというふうに思います。

そこで、この条例の中身についてちょっとお尋ねいたしますが、まずは一般的ですと、基金の造成額といいますか、目標額というか、そういうものは一応定めるというふうに思うのですが、基金の財源は指定寄附であるとか一般会計からの繰り入れによる財源を確保すると、一般会計からも繰り入れをするということですので、目標額というのがある程度これは必要なのではないかなと、のべつ幕なし使うということではないのではないかなというふうに思いますが、まずその目標額とか、その辺のところはどういうふうになっていますか。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 現在のところ、活用の方法については、詳細はまだ確定はしておりませんので、今後、その活用の方法を検討してまいりたいと、その中で目標額を定めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○7番（村上 薫君） そうしますと、目標額というのは、これから施行規則というものを多分つくるんだろうと思うんですが、そういう中で基金の対象事業が何かというものを定めていく、そういう中で目標額が決まっていくというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

それから、この基金を支出する場合には、例えば審査会とか何かそういうものはあるのでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） まず、目標額の部分につきましては、先ほど議員がおっしゃったとおりに今後考えてまいります。

それから、基金の利用方法につきましては、取り崩して一般会計のほうにきちんと事業を設置して、議会のほうで承認いただくというような形に考えております。その内容につきましては、農業振興協議会なり、そういう部分で検討して進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（菊池 孝君） 6番、佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 条例制定にかかわる件であります。用途というよりも、いたって簡潔明瞭な条例の提案であります。この条例の内容については、事務要領とかさまざまな条例とかあると思うんですけれども、そういったものに基づいてこの条例案の内容が示されたものかどうか、そこを確認させていただきます。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 住田町にある基金条例、それらを参考にしまして、同様に作成しております。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 6番、佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 説明の中で、いずれこの基金の条例の主たる財源は指定寄附によるものだということを伺っているわけですが、いずれ、住田町にあつての畜産の位置というのは、農業生産額、あわせて今後、畜産をやっている方々を見ると、施設の老朽化とか今後継続して事業をやるために困難な状況も見えているというようなことで、この生産額を下ろさないためにはさまざまな手立てを考えていかなければならないということで、ただし、今回、提案のあった寄附の、このあと補正予算で金額が示されるわけですが、その部分だけではなかなか事業実施には至らないと思うんですが、この指定の寄附を、さらに営業の活動をしながら拡大をしていかないと、さらなる事業継続ができるような畜産の環境が整いかねると思いますし、あとは畜産事業は地域住民とのかかわりで環境整備というようなものも大切になると思いますので、生産設備のみならず、地域におけるそういう環境の整備まで含めた幅広い運用のことを頭に入れながら進めなければならないと思うんですが、そこら辺のところ、まだ利用目的、利用方法を考えていないということですが、十分そこも考えながら進めなければならないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） まさにそのとおりと考えます。指定寄附のみということではありませんが、いずれ議員おっしゃったとおり、営業活動は大切なものと思いますので、寄付していただけるように頑張っていきたいと思います。

それで、寄付するにはやはりそれなりの効果も期待するものだと思いますので、この基金だけでなく、国庫、県費、あるいは町単の事業を含めながら、環境整備もそうですし、老朽化に対する支援についても補助事業等も考慮しながら進めてまいりたいというふうに考えます。

○議長（菊池 孝君） ほか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 住田町畜産振興基金条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 住田町畜産振興基金条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第3、議案第2号 住田町介護予防・日常生活支援総合事業条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 議案第2号 住田町介護予防・日常生活支援総合事業条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

今回の一部改正は、介護保険法の一部改正により、介護給付及び予防給付について、一定以上の所得がある第1号被保険者の負担割合を費用の100分の30とする改正が行われるため、市町村で実施する介護予防・日常生活支援総合事業についても、一定以上の所得がある第1号被保険者の負担割合を改正するものです。

新旧対照表により説明いたします。

第8条第3項は、一定以上の所得がある第1号被保険者が訪問介護サービスや通所介護サービスを利用する際の利用負担割合を変更するため追加するものです。

第4項は、第3項を追加したことによる字句の変更と追加をするものです。

附則は、この条例は平成30年8月1日から施行しようとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 今回の一部改正の部分で、第1号事業支給費の額の部分で居宅要支援事業にかかわる、今、住田町でサービスになっている主な事業の内容というのは、どのようなものなのか、まずお伺いします。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 第1号事業の支給費にどんなものがあるかというご質問ですけれども、訪問介護サービス、ヘルパー事業ですね、それから通所介護サービス、デイサービスという事業になります。

○議長（菊池 孝君） 佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 先ほどの条例改正の説明にもありましたように、利用者負担も2割から3割に増えるというようなこともあって、かつ今度、事業収支も100分の90が100分の70というようなことになると、事業者並びに利用者の負担が増えるということになってくると思うんですが、これによって要支援というような方々が介護サービス利用から遠ざかって、今度は重度の介護が必要になるというようなことにならないかと思うんですが、その辺の、この条例改正とかんがみて、今後の介護事業のあり方についてどのように考えるかお伺いします。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 今回の一部改正は、後期高齢者医療のほうでは既にもう負担割合の改正がなされておりまして、各制度間の均衡を図るということ、それから世代間の負担の公平感、それから負担能力に応じた負担という部分に重きを置いている改正でございます。利用者がそれによって減るのではないかという懸念もされているようでございますけれども、今回の負担額の部分については、それぞれ月々の、人によってさまざま、条件によって変わるわけですが、負担上限も定められているものもございますので、上限を超えての負担というものはないので、極端にサービス利用が減るということは考えていないところでございます。

○議長（菊池 孝君） ほか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 住田町介護予防・日常生活支援総合事業条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 住田町介護予防・日常生活支援総合事業条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第7、議案第3号 平成30年度住田町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 議案第3号 平成30年度住田町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,563万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億9,563万7,000円とするものであります。

それでは、補正後の歳入歳出予算を第1表によりご説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入をご覧ください。

13款国庫支出金525万2,000円の増は、循環型社会形成推進交付金147万円の増、関係人口創出事業モデル事業委託金378万2,000円の計上によるものです。

14款県支出金147万6,000円の増は、浄化槽設置整備事業費補助金147万円の増が主なものです。

15款財産収入1,000円の増は、畜産振興基金利子の計上によるものです。

17款繰入金5,040万8,000円の増は、財政調整基金繰入金4,600万円、まちづくり応援基金繰入金440万8,000円の増によるものです。

19款諸収入1,850万円の増は、コミュニティ助成事業助成金250万円の計上、地域情報通信基盤施設移設等補償金1,200万円の増が主なものです。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

3ページをお開き願います。

なお、詳細は8ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出をご覧ください。

2款総務費5,234万2,000円の増は、町有財産舗装版等撤去工事の計上、支障移転工事費の増が主なものです。

3款民生費63万1,000円の増は、介護保険特別会計繰出金24万2,000円、医療費給付システム改修委託料の増によるものです。

4款衛生費571万6,000円の増は、浄化槽設置整備事業費補助金571万円の増が主なものです。

6款農林業費1,108万5,000円の増は、畜産振興対策事業費補助金86万3,000円の増、畜産

振興基金積立金990万円の計上が主なものです。

7款商工費520万5,000円の増は、地域おこし協力隊員報酬150万円の増、観光振興強化事業委託料の計上が主なものです。

11款災害復旧費57万5,000円の増は、農用地、農業用施設災害復旧事業補助金の計上によるものです。

14款予備費8万1,000円の増は、予算調製によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

1番、荻原勝君。

○1番（荻原 勝君） 8ページ、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、13節委託料263万2,000円について伺います。

移住・定住・交流・つながり希望者向けガイドブック作成業務委託料とありますが、この移住・定住・交流・つながり希望者向けガイドブックとは、どんな内容をお考えなのでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） ガイドブックの作成委託料ですけれども、当初予算で11の需用費の印刷製本費に組んでいたものを今回、13の委託料に組み替えをしたものでございます。移住・定住・交流・つながり希望者向けガイドブックというふうに書いてありますとおり、定住人口、交流人口の拡大のために、住田町に来ることでどんな暮らしができるかというような、暮らし、あるいは人というところにスポットを当てたガイドブックを作成することにしてございます。

○議長（菊池 孝君） 荻原勝君。

○1番（荻原 勝君） こういうガイドブックとか、冊子とかホームページというようなものは陸前高田市とか遠野市でもあります。日本全国、今、東京一極集中をとめる意味もあり、移住者ブームです。他市町村とどう差別化していくお考えでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 今回、13委託料の中に関係人口創出事業ということがございますけれども、この度、総務省が関係人口を創出するモデル事業というものを公募した際に、本町の関係人口の取り組みを応募させていただいて採択をしていただきました。その取り組

みというのは、今まで住田町にかかわりを持っていただいた皆様、住田大好き大使も含めてですけれども、そういう方々のネットワークを通じて、首都圏、あるいは愛知県というような、うちの町とつながりの深い地域に出向いて、住田町のPRをして、住田町に興味を持って住田町を訪れていく人を増やしていくというようなツアーを開催する予定でございます。そういう際に、住田町に来るとどうい生活、暮らしができるのかというところをアピールしていきたいというふうに考えております。

先ほど、東京一極集中の中で移住ブームというお話がございましたけれども、全国どこでもいろいろな取り組みをされておりますけれども、ここの町の暮らしというそのものが差別化の一つだと思いますし、ここの町にかかわっている人というものも差別化の一つだというふうに思っております。

○議長（菊池 孝君） 荻原勝君。

○1番（荻原 勝君） その枠の中のその下に関係人口創出事業業務委託料とありますが、この関係人口と上の移住・定住・交流・つながりとは、どのような関係でしょうか。どういふふうに捉えたら。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） ここ、13節の委託料という形で一緒に書かれておりますけれども、事業としては別なものですけれども、基本的にはかかわりの、事業自体は別ですけれども、総体的には関係人口、あるいは定住・移住人口の創出にかかわる内容でございます。

関係人口創出事業業務委託料のほうですけれども、先ほど申し上げたとおり、総務省の補助事業の採択をいただきまして、現地ツアーなどを開催する際の現地ツアーガイドなどを業務として、関係事業創出事業の一部をツアーのガイド料などで頼む分を委託するものでございます。

ガイドブックの部分については、町が移住・定住などのイベントに参加する際に配布をするような冊子ということになります。いずれ、関係人口の事業でもガイドブックは配布をする機会があると思いますので、それら、定住・移住・交流にかかわるイベントの際に、このガイドブックを配布してまいりたいというふうに考えているところです。

○議長（菊池 孝君） ほか。

3番、佐々木信一君。

○3番（佐々木信一君） 7ページの19款雑収入の中の移住・定住・交流推進支援の部分で200万円入っておりますけれども、これと、あとは先ほど1番議員の質問にありました8ペ

ージの移住・定住・交流・つながり希望者向けガイドブックの263万円とのこのつながりはあるのかないのかお伺いいたします。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 移住・定住・交流推進事業助成金に関しましては、こちらは地域活性化センターの補助事業であります。先ほどの関係人口創出モデル事業は総務省の事業でありました。この事業については、一般社団法人SUMICAがその助成事業の公募に応募して採択をいただいて、一般社団法人SUMICAが事業を推進する内容になってございます。SUMICA自体が移住・定住にかかわる、すみたループ事業というのを展開する予定でございます。こちらについても、一般社団法人SUMICAが持つネットワークの中で先進地の視察をしたり、首都圏に向いて住田町のPRをして、住田のファンになってくれる方々を募るといようなイベントを開催する予定でございます。

○議長（菊池 孝君） 佐々木信一君。

○3番（佐々木信一君） この雑収入の部分は今まではなかったわけですがけれども、今回、初めてという部分ですがけれども、今後、続くのでしょうか。今回1回限りなものなのかお伺いします。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） この事業は平成30年度の地域活性化センターの事業に公募して採択をいただいたものです。全国で100以上の応募があった中で、38団体が選ばれた一つにSUMICAが採択されたといような内容でございます。毎年度続けるといような事業ではないと思いますので、今年度ということになると思います。

○議長（菊池 孝君） 4番、瀧本正徳君。

○4番（瀧本正徳君） それでは、今、1番と3番議員のほうから質問があった部分で一つ確認しておきたいと思います。

ページ数は、歳入でございますので、6ページの国庫支出金の委託料の部分でございますが、ここに378万円ほどの総務省からの関係人口創出事業モデル事業委託金とあります。説明でそのとおりですね、やはりこういうのは大いに今から使っていかななくてはならないなというふうに思っていますが、先ほど来の説明であれば、主に外に向かってという部分があります。できれば、向かうのは役場の窓口でもいいかもしれませんが、基本的には、町民一人一人が外に向かう機会がいっぱいありますので、町民のほうにさっきのような話をきちんとね、事業としての展開等をわかるようにやってほしいものだなというふうに思っていますが、

そこの町民に対する部分ということでの考えをお伺いしたいと思います。

それから2つ目については、8ページの企画費の旅費の件です。普通旅費が66万円ほど増となっていますし、商工費のほうにもありますけれども、実はその旅費の増については、金額は大したことないんですけれども、事業にかかわる経費ということになりますから、どういふふうな事業があつて旅費が増えたのかというあたりについて説明いただきたいというふうに思います。

それから、その下のほうに14節の使用料及び賃借料のところにはポータルサイト利用料とあります。インターネット等の関係の部分だと思うんですが、いずれいっぱい増えているというのがあるので、何でこんなに増えたのかなというあたりを教えてください。

○議長（菊池 孝君） ここで、4番、瀧本正徳君の質問に対する答弁を保留し、暫時休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時10分

○議長（菊池 孝君） 再開します。

休憩前に保留いたしました4番、瀧本正徳君の質問に対する答弁を求めます。

企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 関係人口創出事業モデル委託金については、歳入で378万2,000円というふうに計上しているところでございます。旅費につきましては、先ほどお話し申し上げたとおり、関係人口の創出事業については、首都圏、あるいは住田町とつながりの強い愛知の会場等で住田町をPRするというときの旅費ということになります。そのほか、会場使用料やそのときに配布するパンフレット、資料等の需用費、それから住田町での現地ガイドを頼むときの謝礼、それからその現地ガイドの企画などをする委託金というような形で歳出に計上させていただいております。

関係人口の取り組みについて、町民にどのように知らせていくのかということになりますけれども、今回、全国で30団体採択をいただきましたので、そのような内容、取り組み内容についても広報等を通じて紹介をしていきたいと思っておりますし、今回の関係人口の取り組みにつきましては、縁のある人のネットワークで関係人口の展開をするという取り組みと、全く

かかわりのない地域の人たちと取り組みをするという事業の内容がございます。住田町としては、住田町に縁のある方々のネットワークを通じた広がりということを取り組みとしてございますので、住田大好き大使の方々の中にはふるさと住田会員の方々もいらっしゃいまして、既にその方々については今年度、こういう取り組みをしますよというお話をさせていただいております。縁のある方、町につながるのある方にも周知するとともに、町民の皆様にもツアーに、住田町を訪れてくる機会がありますので、その際には町民の方々とふれあう、交流する機会というのものもあるというふうに捉えておりますので、そういう機会を捉えながら、外との交流というものを深めながら、町の課題を一緒に解決していくというようなことの方角性について共有ができればいいなというふうに考えているところでございます。

○議長（菊池 孝君） 瀧本正徳君。

○4番（瀧本正徳君） わかりました。内容はよくわかりましたので、ぜひとも、いずれ、縁がある方々を中心にやるとは言っても、実際は窓口は広いほうがいいということがありますので、先ほど話された町民へのアピールというのかな、例えばこれにかかわった事業一覧はこのような形のものがありますよというあたりの具体的な動きを出しながらやってほしいというふうに思います。

終わります。

○議長（菊池 孝君） 7番、村上薫君。

○7番（村上 薫君） 3点お伺いいたします。

8ページの2款5目の財産管理費の上から2番目になりますが、生活道路の整備事業費補助金にかかわってお尋ねをいたします。今までこの2年ぐらいですか、なかなか利用者がなかったということで、今回、まずこのように支出先ができたということで大変嬉しく思いますが、今までも私、提案をさせていただいているんですが、なかなか事業費で100万円以上でないといこの事業の対象にならないということで、ハードルが結構高くなってきているというふうに感じております。その辺の見直しの検討は、今後どのようにされていくのかお尋ねをいたします。

2点目です。同じページの一番最後の欄になりますが、住民活動支援交付金、現在、住民活動団体は11団体あるというふうに承知しておりますが、これは指定寄附をいただいて、そのいただいたうちの95%はその団体のほうに回っていくと、5%は町でいただきますよということになっているわけですが、その中で、地域人材支援財団というのがあるわけですが、この地域人材支援団体に対する寄附済み、あるいは交付予定額というのは、おおよそいくら

になるのかお聞かせいただきたいと思います。

それから3点目、10ページの7款商工費、2項商工振興費の8節の報償費、商品開発アドバイザー等報償費ということで36万円ほど計上されております。商品開発というのは非常に大事で、これから観光物産館構想が具体化に向けて進んでいるわけですので、住田らしさの売れるものの商品開発は非常に大事なわけですが、どのようなものを想定をして商品開発をされていくのか、これは今年度中に一応そういうめどをつけていくということなのかお尋ねいたします。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 私からは、1点目の生活道路の関係でお答えをいたします。

制度の再検討というところでのご提案でございます。今回の補正につきましては、補助限度額の下限に引っかかるということではなくて、逆に超えている方の申請という感じでの協議でありました。それに合わせて補正をさせていただくというところであります。

もっと使いやすくというようなご提案でありますけれども、そこについては前からご答弁しているとおおり、さまざまな形で検討しなければならないというところで考えています。

以上であります。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 住民活動支援交付金に関しまして、一般財団法人地域人材支援財団にどの程度交付される予定かということですが、平成29年度の寄付が1,250万円ございました。その95%ということになりますので、1,187万5,000円ということになります。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 商工費の報償費の部分からのご質問ですが、商品開発等につきましては、今までも継続して取り組んできておりますし、町民の方々にも取り組んでいただいておりますけれども、今回、特産品開発を主とした協力隊員の設置を考えております。その中で、その商品開発、あるいは販売促進の部分のアドバイザーをお願いしようということで報償費をとっているものであります。

来年度ですけれども、三陸防災復興プロジェクト2019というのを岩手県では今、企画をしております。来年度に向けて取り組みが進められておりますけれども、その中でも沿岸市町村では、オリジナルのお土産品、特産品等の開発に取り組むという方向性になっております。

ので、それもあわせて取り組んでいくという考えであります。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○7番（村上 薫君） 生活道路の整備補助金につきましては、いずれ私もなるたけと思いついて、協力を今させていただいているわけですが、いずれ、なかなか100万円以上というのは厳しい状態だというふうに思います。この制度も平成26年度からだと思いますので、大体3年かそれぐらいのところで見直していくということもあろうかと思いついて、ぜひ使いやすいような制度に、50万円以上にするとか、そういうふうな形であれば、もっと対象が広がるのではないかなというふうに思います。生活道路のほうの舗装とかをしますと、除雪などでも大変楽になりますので、そういうことも考えていただければというふうに思います。

住民活動支援交付金についてですが、地域人材支援財団につきましては、恐らく平成27年度から29年度までの交付予定額、概算で大体3,500万円ぐらいにはなるのではないかなというふうに思います。この財団については、なかなかよくわからない部分もあるわけですが、目的とか、それは小水力発電でその収入で人材育成をするというふうに聞いているんですが、実際に寄付を受けた場合には、報告書とか、そういう使い道ですか、そういうものも得るといふような形に条例では多分なっているかと思うのですが、その辺のところは、現在の進み方、今後どういふふうにかこの財団がされていくのかお尋ねをいたします。

商品開発のアドバイザーの件についてですが、来年度の県の三陸復興プロジェクト、それに合わせてやっていくということですので、ぜひ、今度の新しい協力隊員と連携をしながら、例えば町内には柿とか、サルの餌になるような、全然なかなか使えないものとかあります。こういうサル、柿とか、あるいは竹林の整備でも困っているタケノコとか、いろいろ未利用資源というのがあるかと思いついて、その辺のところもぜひ頭に入れていただければというふうに思います。具体的ところ、課長の考えがあればお聞かせください。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 一般財団法人地域人材支援財団につきましては、住田町の子供たちの育成の活動をしたいということでこのような財団を町内に立ち上げていただいているところでございます。資金の活用の詳細な資料を今持ち合わせておりませんので、後ほどそちらについてはお答えさせていただきます。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 具体的に考えればさまざまなものがあろうかとは思いついてけれども、協力隊員設置のときには町内のさまざまな産物、あるいは今までさまざまな取り組んでき

たもの等を考えながら、さまざまな可能性を考えながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○7番（村上 薫君） 最後ですが、地域人材支援財団につきましては、小水力発電をしながらというふうなこともあって、私も今まで進めてきた経緯がありますので気になっていたわけですが、いずれ、子供たちの育成ということで外部の方々が力を注いでくれるということは大変ありがたいと思いますので、今後ともまず地域財団のほうにつきましては、いろいろ寄付や、あるいは実際に活動がこれから見えてくるのを期待をしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（菊池 孝君） ほかありますか。

6番、佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 1点だけお願いします。

9ページの4款衛生費であります。浄化槽設置整備事業費補助金が当初予算に比較すると7割ぐらいの571万円の補正になったわけでありましたが、個別の住宅からいけば結構な件数になったわけですが、この内容は新築のものなのか、増築のものなのか、その辺のところをお聞かせください。

○議長（菊池 孝君） 建設課長、山田研君。

○建設課長（山田 研君） 浄化槽設置整備事業費補助金571万円の増でございますが、現在、15基の予算額に対しまして11基の既に申請が出てございます。それで、今回10基分を増額しようとするものでございます。

新築、増築の内訳でございますが、内訳までは現在、今の資料では把握してございません。以上でございます。

○議長（菊池 孝君） 佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） こういうように大変喜ばしいことであるわけですが、そこで新築並びに改修の部分の内訳は把握していないということではありますが、これに関連して出てくるのであれば、住宅整備事業費とか、あるいは住宅改修事業費、リフォーム事業の補助も絡んでくると思います。水回りの整備が絡んでくるから。担当課にお願いしたいのは、浄化槽なら浄化槽の事業だけでなく、町にあるそういう事業を説明しながら有効な対応をしていただければ思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 建設課長、山田研君。

○建設課長（山田 研君） 議員おっしゃるとおりだと思います。浄化槽の設置の申請の際には、

その辺も、同じ建設課の事業なのでPRしながら、お知らせしながら実施しているところがございます。

以上でございます。

○議長（菊池 孝君） 佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） もう一つ、浄化槽の設置とかかわってくるのは水源のことであります。上下水道が整備されている場所、あるいは自家用水道で対応するところで、水質とかそういうだったので大分、上水道が整備されていない場所は、そういう意味で水質の管理の面で苦勞なさっている地域もありますので、そういう部分の状況も把握しながら相談して、今後取り組んでもらえればと思いますが、水源利用の件の把握もできているものかどうか確認させていただきます。

○議長（菊池 孝君） 建設課長、山田研君。

○建設課長（山田 研君） 簡易水道事業以外の水道、組合で実施している水道でございますが、現在、3組合進めてございます。そちらにつきましても、水質の面で支援できる場所があれば支援するというふうな形で行っていきたいと考えてございます。そのほかの組合につきましても、その都度、情報を収集しながら対応をしていきたいと考えてございます。

○議長（菊池 孝君） ほか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 先ほどの村上議員の答弁を保留していたものについて答弁をさせていただきます。

地域人材支援財団ですけれども、今現在寄付をいただいて交付をした額については、小水力発電の調査費などに充てるということにはしてありますけれども、一旦積み立てているというような状況で今、推移をしているということでもあります。今後の住田町の若者の教育機会をつくっていくための運営資金、あるいは小水力発電の調査資金ということで、今、基金積み立てというような形で積み立てているというふうになっております。

以上です。

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 平成30年度住田町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 平成30年度住田町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第8、議案第4号 平成30年度住田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、山田研君。

○建設課長（山田 研君） 議案第4号 平成30年度住田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ413万5,000円を増額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ1億9,402万5,000円とするものです。

歳入歳出予算の補正を第1表によりご説明いたします。

初めに歳入についてご説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入をご覧ください。

4款繰入金28万円の増は、水道施設整備基金繰入金の増によるものであります。

6款諸収入385万5,000円の増は、清水橋添架管布設替工事補償費の増によるものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

2 ページをお開き願います。

なお、詳細は4 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出をご覧ください。

1 款簡易水道事業費413万5,000円の増は、清水橋添架管布設替工事実施設計業務委託料385万6,000円の増、研修会等出席負担金27万9,000円の増によるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 平成30年度住田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 平成30年度住田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第9、議案第5号 平成30年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 議案第5号 平成30年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明をいたします。

今回の補正予算は、保険事業勘定歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,526万3,000円にしようとするものであります。

補正後の歳入歳出予算を2ページ、第1表歳入歳出予算補正により説明いたします。

2ページをお開きください。

まず、歳入について説明いたします。

なお、詳細は5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入をご覧ください。

3款国庫支出金、2項国庫補助金48万4,000円の増は、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）の増であります。

5款県支出金、2項県補助金24万2,000円の増は、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）の増であります。

7款繰入金、1項一般会計繰入金24万2,000円の増は、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）の増であります。

次に、歳出について説明いたします。

詳細は6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出をご覧ください。

4款基金積立金、1項基金積立金29万円の減は、介護給付費準備基金積立金の減であります。

5款地域支援事業、1項包括的支援事業・任意事業125万8,000円の増は、総合相談兼認定調査嘱託職員報酬の増であります。

5款地域支援事業、3項一般介護予防事業11万9,000円の減は臨時職員賃金の減、11万9,000円の増は地域リハビリテーション活動支援事業委託料の増であります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 平成30年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 平成30年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第10、議案第6号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 議案第6号 財産の取得に関し議決を求めることについて、提案理由の説明をいたします。

今回の財産取得の目的は、住田町消防団第1分団第3部と第6分団第2部の小型動力ポンプ積載車を更新しようとするものであります。

第1分団第3部は世田米中沢地区に屯所があり、また、第6分団第2部は上有住天嶽地区に屯所があります。現在配備しております小型動力ポンプ積載車は、いずれも平成7年度に購入したもので、23年経過し老朽化が進んでおります。そのため、最新の機能を装備した車両に更新をし、地域の消防防災力の充実強化、団員の士気の高揚を図ろうとするものであります。

取得する財産は、小型動力ポンプ積載車2台で、取得予定価格は1,553万400円であります。
取得の方法は買い入れ、相手方は、県内の消防車両取扱業者4者による入札を行った結果、岩手県一関市山目字中野34番地2、株式会社古川ポンプ製作所一関支店支店長、相澤善弘氏
であります。なお、納入期限は平成30年12月20日であります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり
可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（菊池 孝君） これで本日の日程は全部終了しました。

第18回住田町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時39分